

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○ 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（抄）

（就職促進給付金）

第三条 政府は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、海上企業をめぐる経済事情及び国際環境の変化等による事業の規模の縮小等に
伴い離職を余儀なくされた船員であつて再び船員となろうとするもののうち政令で定める者の就職を容易にし、及び促進するため、求職者又は事
業主に対して、次に掲げる給付金（以下「就職促進給付金」という。）を支給することができる。

- 一 求職者の求職活動の促進とその生活の安定とを図るための給付金
- 二 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金
- 三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金
- 四 前三号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの